

特定商取引法が改正されました。「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に」



令和3年7月6日以降から、売買契約に基づかないで送付された商品（注文していないのにあなた宛てに届いた商品）について、これまで販売業者が返還請求できることになりました。期間が撤廃されることとなり、同日以降に送付された商品については、消費者は直ちに処分を行うことが可能となりました。

下記をご参考にご対応、ご注意下さい。

※ただし、処分する前に送付された商品に本当に心当たりがないか、ご確認して下さい。

一方的な送り付け行為への対応3箇条

の金銭について返還を請求することができます。

商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

■その1

事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。

■相談・お問い合わせ
税務住民課
内線118・1117
☆4-1251103
名寄消費生活センター
01654-2-3575
■開催場所
総合福祉センター
「ハピネス」
■申込期限
開催日前日の午後3時
までに電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料 無料
■相談先・実施主体
自立相談支援事業所
「かみかわ生活あんしんセンター」
〒078-8231
旭川市豊岡1条2丁目
1-16
FAX 0166-33-0021
メール
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■開催日時
8月10日（火）
9月14日（火）
①午前10時～10時50分
②午前11時～11時50分
の2回

■相談は無料で、秘密は厳守されます。

◆下川町の行政相談委員
野崎政一
下川町共栄町137番地
☆4-2058

あなたの街の行政相談委員

行政相談委員

お知らせ

■その3

誤つて金銭を支払つてしまつたらすぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払つてしまつたとしても、そ

■開催日時
生活・仕事相談会を開催します
お知らせ

■その他の
相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡があります。



■お問い合わせ
税務住民課
住民生活グループ
☆4-1251103
4-12511内線112